

理 由

おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき以下の地区について、適正な土地利用を図るため、市街化区域編入にあわせて、用途地域の指定を行うもの。地区の概要については、次のとおり。

○文化センター東地区：面積約3.2ha

本地区は、国道354号及び主要地方道藤岡大胡線バイパスの沿道に位置し、住宅地として整備が進む平成26年に市街化区域に編入した文化センター周辺地区の東部に接する地域である。

玉村町都市計画マスタープランでは、国道354号沿道を中心として、買回り品を中心とした集客力の高い商業施設の立地を促進する沿道サービス地として位置付けられており、住民サービスの向上とともに交流人口を増加させ、広域連携軸の機能強化を図るものである。